

議第54号

高山市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について

高山市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年6月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

行政改革のより一層の推進に向け、組織体制を見直すため改正しようとする。

高山市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例

高山市行政改革推進委員会設置条例（平成6年高山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員<u>10人以内</u>で組織する。</p> <p>2 委員は、<u>市政</u>について優れた識見を有する<u>住民</u>のうちから市長が委嘱する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員<u>13人以内</u>で組織する。</p> <p>2 委員は、<u>地方行政</u>について優れた識見を有する<u>者</u>のうちから市長が委嘱する。</p>

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。